

## 第三者評価結果の公表事項(児童心理治療施設)

① 第三者評価機関名

(一財) 社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

S2020122 SK18217 S2020121

③ 施設の情報

名称：ももの木学園		種別：児童心理治療施設	
代表者氏名：小川素子		定員（利用人数）：入所 35 名 通所 15 名	
所在地： 京都市西京区山田平尾町 51 - 28			
TEL：075-381-3699		ホームページ： <a href="https://kyoto-swf.com/group/265.html">https://kyoto-swf.com/group/265.html</a>	
<b>【施設の概要】</b>			
開設年月日 平成 28 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員： 36 名	非常勤職員	6 名
有資格 職員数	（資格の名称）医師 1 名	心理士 7 名	
	看護師 1 名	社会福祉士 1 名	
	管理栄養士 1 名	調理師 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	居室 7 室・リビング・台所	キッチン・お風呂・洗濯室 他	

④ 理念・基本方針

法人基本理念「今のしあわせと未来の希望を！」  
 ももの木学園理念「こどもたちの最善の利益を追求します。  
 すべての子どもを社会全体で育みます。」  
 基本方針

1. 入所および通所している子どもの生命と人権を守る。
2. ひとりひとりの子どもの存在を尊重する。
3. ひとりひとりの子どもの最善の利益を追求する。それぞれのニーズに合わせて、そして自立に向けた成長発達の援助を行う。
4. 職員の専門性の向上を図り、職員の連携を深めるために、日々研鑽をつむ。
5. 地域社会との連携を密にし、地域との交流を積極的に行う。

## ⑤ 施設の特徴的な取組

1. 個別対応を重視。関係づくりに重点を置く。
2. 施設での生活に関して、子どもたちを管理するのではなく、話し合い重視で取り組む。
3. 職員の育成については、内外の研修に積極的に参加し、定期的な研修を外部講師のもと行っている。

## ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月15日（契約日） ～ 令和4年3月17日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度

## ⑦ 総評

旧「情緒障害児短期治療施設」であった京都市青葉寮の民設民営化の移管を受けて、平成28年4月1日に児童心理治療施設「ももの木学園」を同法人内のつばさ園と合築で開設されました。つばさ園での長年の経験や実績をもとに、「ももの木学園」の運営基盤を整えられています。ももの木学園は様々な心理的問題を抱えながら通所、入所する児童の支援のため、医療的に多職種連携（医師・看護師・心理士など）をはかりながら、専門的な職員集団が学校教育機関との緊密な連携を行い、総合的な支援を行われています。それぞれの児童が持つ課題に個別対応を重視され、子どもとの関係構築に重点を置かれながら支援をされています。施設での生活に際しては、子どもたちを管理するのではなく、子どもたちの自主性や自発性を育み、話し合いを中心に物事を決定することを大事にされています。

### ◇特に評価の高い点

#### Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

必要な福祉人材等に関する基本的な考え方は職員必携（p23）の「職員のあり方」に丁寧な記載とともにビジョンが描かれており、社会的養護施設に働く職員の使命や価値観が共有することができるように丁寧にまとめられていました。3年目以上の職員に調理師免許の取得支援を行う他、公認心理士や社会福祉士、保育士などの資格を取得することへの施設側からの積極的に呼びかけや、資格取得へ向けての細やかなサポートが行われていることが大変すばらしく、資格取得率の高さに表れています。人材確保については、当施設の理念や養護の基本方針等をしっかりと伝える機会を持った上で、当施設の実習生からの新卒の就職、大学の先生からの推薦、職員の口コミ等により、必要な人材がしっかりと確保されている好循環となっていることは高く評価できます。

#### A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環

### **境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。**

施設内に医師、看護師、心理士などの専門職が配置されており、「つばさ園」と併せて、多職種連携（総合環境治療法＝つばさ式）の取り組みが実施されています。児童相談所とも連携を深め、個々の子どもの支援のために、各個人に心理士を配置しておられ、子どもたちとのコミュニケーションが取りやすい体制を丁寧に作られています。法人グループの桂病院精神科への通院との連携を強固に行っておられることや、入院が必要な場合はスムーズな他病院との連携が行われており、同一法人内で子どもたちの最善の利益のためにしっかりと連携し、実践がなされていることは高く評価できます。

#### **◇改善を求められる点**

### **Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。**

措置変更や移行する子どもに対しては、アフターケア実施計画書が作成されていることを確認しました。具体的なケアの内容については全職員会議で報告し、共有されていることは評価できますが、一方で、退所する子どもに対しては口頭での説明止まりで、それぞれの子どもに応じた資料等を手渡しているものの、文書としては手渡されていませんでした。文書自体の必要性や手順は職員必携の中でも示されていますので、今後に向けては、是非とも退所の子どもに対する支援の継続性に配慮した対応が望まれます。

### **⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント**

当施設の現状を十分ご理解いただき、的確な客観的評価を頂き、また、的確なご指摘を頂き感謝いたしております。ご指摘のあった、退所児童への文書配布につきましては、今後改善し、支援の継続性にも配慮した対応を実施していきたいと思えます。  
有り難うございました。

### **⑨ 第三者評価結果**

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
法人のホームページ及びパンフレット「ももの木学園要覧」、通信「つばさ」（年 3 回発行）にも理念と基本方針が掲載されていることを確認した。また、園の子どもたちに全員に配布する子どもの権利ノート「話しあいしよ。」にも掲載されていることを確認した。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
月 2 回開催の事務局会議において、経営状況やとりまく環境、今後の動向等について把握・分析していることを聞き取った。また、昨年度より都道府県推進計画に基づいた計画を策定するプロジェクト「都道府県計画推進プロジェクト」を立ち上げ、施設運営等について話し合いを重ね、全職員会議で報告しているとの説明を受けた。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
月 2 回開催の事務局会議で経営課題を明確にし、月 2 回の全職員会議において職員に周知すると共に、具体的な解決策や取組みが話し合われていることを聞き取った。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c

職員必携において中長期計画を確認した。中長期計画には職員の振り返りも含め、年度末に見直しが行われていることも記載されていた。また、「都道府県計画推進プロジェクト」において、令和7年度の計画策定に向けた具体的な計画案を検討していることを聞き取った。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a b・c
中長期計画に基づき、単年度の事業計画が策定されていることを文書と聞き取りから確認した。人数的削除を受けて、ホームの追加計画を進めていることを聞き取った。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a b・c
中長期計画の中で事業計画策定の手順が示されていることを確認した。主に「都道府県推進計画プロジェクト」を中心に話し合いを行い、全職員会議で報告・検討を行っていることを聞き取った。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a b・c
事業計画は、子どもたちに伝えておくべき内容を分かりやすく伝え、理解を促していることや意向を聞いたりしていることを聞き取った。保護者に対しては、子どもたちの入所の経緯や親子関係等を考慮し保護者会は設置していないが、必要に応じて個別に説明するなど、丁寧な対応をされていることが聞き取れたため、自己評価は「b」であったが「a」とした。		

#### I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a b・c
第三者評価は三年に1回受診されていることを確認。また、毎年全職員による自己評価を実施している。権利擁護のチェックリストを年に一度、全職員で確認し、分析検討されていることを聞き取った。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a b・c
新たに「リスクマネジメント委員会」の中で権利擁護を含めた様々な課題について検討され、全体職員会議で職員に共有されていることを聞き取った。また、今年度より「インシデント・アクシデント報告書」が作成されていることを確認すると共に、全体職員会議で報告されているとの説明を受けた。		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
施設長の役割と責任は組織図や組織分担表で示され、特に有事の際は昼間体制と夜間体制に分け、施設管理者の責務について記載されていることを職員必携で確認した。また、施設の経営・管理に関する方針や取組みは全体職員会議等で表明するなど、職員の理解を図っていることを聞き取ることができたため、自己評価は「b」であったが「a」とした。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
法令を遵守するために、必要に応じて弁護士等専門家の意見を積極的に取り入れ、勉強会・研修会を実施していることを聞き取った。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
施設長自身が外部の研修講師を務めたり、全国施設長研修会に参加するなど自己研鑽に励み、専門性の向上に努めていることを聞き取った。また、事例検討会や全職員会議にも必ず出席し、子どもの状況や職員の関わり方を把握するなど養育・支援の質の向上に取り組んでいるとの説明を受けた。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、月2回の事務局会議に出席するほか、適宜臨時的な会議を招集するなど、積極的な参加をしていることを聞き取った。		

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
必要な福祉人材等に関する基本的な考え方は職員必携（p23）の「職員のあり方」に記載されていることを文書で確認した。また、3年目以上の職員に調理師免許の取得支援を行う他、公認心理師や社会福祉士、保育士などの資格支援についても積極的に呼びかけて、取得支援をしていることを聞き取った。人材確保については、当施設の理念や養護の基本方針等をしっかりと伝える機会を持った上で、実習生からの就職、大学の先生からの推薦、職員の口コミ等により必要な人材が確保されていることを聞き取った。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>「期待する職員像」については、職員必携の「職員のあり方」に記載されていることを確認した。また、人事基準については職員必携の中の就業規則に示されていることを確認した。新人職員に対しては、施設長と個別面談やグループ面談を行う場を設けていることを聞き取った。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>就業規則や育児・介護に関する規約等が職員必携に掲載されていることを確認した。また、コロナ禍における濃厚接触者などが休暇を取りやすくするため、コロナ特別有給休暇を設けたほか、女性の座談会を実施するなど、職員の健康と安全の確保やワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを聞き取ることができた。情報誌「国際社会福祉情報」には、つばさ園、ももの木園の「女性が働きやすい職場づくり」が掲載されていることを確認した。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a (b) c
<p>職員の自発性を重視し、常に職員の様子を注視しながら個別に声をかける・個別に面接を行う等により、職員を育成するという、職員育成に対する施設の姿勢を聞き取ることができた。そのため、職員の自主性を重視するという方針として、職員の目標管理は行っておらず、評価自体は「b」のままとする。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>職員必携に職員研修の考え方の記載があることを確認した。一方、「期待する職員像」が文書化されていないという理由で自己評価を「b」とされていたが、職員必携の「職員のあり方」には期待する職員像が読み取れることから、「a」評価とした。また、職員の資格取得を支援し、内外の研修への積極的な企画や参加も促進されていることも聞き取った。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>職員が参加を申し出た研修を受けることが出来るように、研修機会を確保していることを聞き取った。また、職員の自発性を重視する中で、公認心理師の資格を全員が取得したことや、資格取得希望者に対して、スクーリングは有給休暇期間として行うなど積極的な支援を行っていることを聞き取った。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>職員必携に「実習生受入れに関する意義・方針」が記載されていることを確認した。また、保育実習等のオリエンテーション配布資料に目標や方針、支援の方法等が記載されていることも確認できた。</p>		

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

職員必携（p24）に「実習生受入れに関する意義・方針」が記載されていることを確認した。また、保育実習等のオリエンテーション配布資料に目標や方針、支援の方法等が記載されていることも確認できた。また、社会福祉士実習を受け入れるために、社会福祉士資格を持つ職員は実習指導者講習を受けていることを確認した。		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
法人のホームページで、施設の現況報告書や決算書類が掲載されていることを確認した。また、ももの木の現状は広報誌「つばさ」にも掲載され、地域に向けて配布するなど、情報公開が適切に行われていることを確認した。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
大規模法人であるため、法人から施設への外部監査が実施されており、財務状況等の詳細な分析もされていることを法人のホームページで確認した。また、職務分担表が職員室に掲示されていることを施設見学時に確認した。		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
職員必携（p30）に「地域との交流」について記載されていることを確認した。コロナ禍で実施できていないものもあるが、地域との関係性を大事にする取組みは継続的に行われている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
職員必携（p23）に「ボランティアの受け入れについて」が記載されていることを確認した。現在はコロナの影響によりボランティアの受け入れを制限しているが、地域のお祭りなど様々な地域活動への参加、ピアノやダンスの指導などでボランティアに支援してもらっていることを聞き取った。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
児童相談所や小学校、中学校等と連絡会を月1回程度実施し、子どもの様子など情報共有をしていることを聞き取った。また、法人のネットワークを始め、児童相談所、京都市、他の施設等との会議に参加して情報共有等をしているとの説明を受けた。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行わ	a・b・c

	れている。	
	西京区子育て支援ネットワークや要保護児童対策地域協議会などの会議にも職員や園長が参加されていることを聞き取った。子育て中の親子をサポートする子育て支援連絡会のメンバーとして、子育て相談などを実施していることを松陽児童館発行のチラシで確認した。	
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
	専門性を活かして、地域やPTAの人を対象にした講演の講師を行っていることを聞き取った。また、地域の消防団にも職員が参加をしていることを聞き取った。子どもたちと共に小学校の秋祭りに毎年参加して和太鼓を披露しているが、ここ2年はコロナで実施されていないとの説明を受けた。	

## 評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
	Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
	職員必携や「話しあいしよ。」などの随所に子どもを尊重した養育・支援の姿勢が確認できた。また、施設内での人権研修を実施したことを聞き取った。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a・b・c
	職員必携 (p72) に「個人情報保護規定」や「プライバシー保護について」の項目が設けられていることを確認した。また、施設見学の際に間仕切りなどで各部屋が個室になるよう工夫されるなど、世代や性を意識した部屋割りがなされていることを確認した。子どもたちに配布する「話しあいしよ。」では、子どもの権利が守られていることや、相手の権利を守ることの必要性が分かりやすく記載されていることを確認した。	
	Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
	職員必携 (p25) の「支援の在り方」に記載があり、子どもや保護者等に対しては、ももの木学園要覧に養育・支援に対する必要な情報が記載されていることを確認した。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
	職員必携に「支援のあり方」が記載されていることを確認した。意思決定の困難な子どもや保護者等の配慮についてはケースごとに対応が異なるため、ルール化することは難しいが、児童相談所やケースワーカー等と連携するなど子どもとの人間関係の構築を大切にして対応するようになっているとの説明を受けた。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行	a・b・c

	等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	
	措置変更や移行する子どもに対しては、アフターケア実施計画書が作成されていることを確認すると共に、具体的なケアの内容については全職員会議で報告・共有していることを聞き取った。一方、退所する子どもに対して口頭で説明し、それぞれの子どもに応じた資料等を手渡しているものの、文書は手渡していないため、自己評価は「a」であったが「b」とした。ただし、文書自体は職員必携の中で示されている。	
	Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
	食事の嗜好調査の他、月に一度、職員と子どもたちによるホーム会議を開き、子どもたちの要望を日常的に把握するようにしていることを聞き取った。ホーム会議で出た意見は「やりたいこと・こまりごと・わかちあい」としてボード等に記載して共有し、各ユニットでの生活が、より良くなるための方策について、ユニット毎に検討していることを施設見学の際に確認した。	
	Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
	施設の玄関や事務所前など数カ所に第三者委員会について掲載されていることを施設見学で確認した。また、子どもたち全員に配布している「話しあいしよ。」にも相談できるところや第三者委員について記載されていることを確認した。	
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
	子どもたちが相談や意見を述べやすいように、毎月一回、はホーム会議を実施しており、その結果を「やりたいこと・こまりごと・わかちあい」としてボード等に記載していることを施設見学の際に確認した。また、子どもたちに配布する「話しあいしよ。」の中には、施設内部だけでなく、外部の組織で相談できるところが数多く記載されていることも確認できた。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
	職員必携に「子どもの意見・苦情」という項目を設け、対応の仕方などを記載していることを確認した。子どもからの苦情はその都度話し合っ解決するように指導されていることやホーム会議で子どもたちからの意見・苦情を把握されていることも聞き取ることができた。また、ホーム会議で解決できる以外の課題や相談の折も、迅速な情報共有と全職員会議にて検討するようにしていることを聞き取った。	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
	安心安全な養育・支援の実施を目的に、リスクマネジメント委員会が設置されていることを職員必携で確認した。また、今年度からインシデント・アクシデント報告書を作成し、活用されていることも確認できた。	

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
職員必携(p39)に感染対策について掲載されていることを確認した。また、コロナ対策としては、医師や看護師がマニュアル等を作成していることを聞き取った。さらに、施設の各所において注意事項や予防方法などが掲載されていることを施設見学で確認した。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
災害時の対応については職員必携(p52)の災害の項目で、対応の方法が細やかに記載されていることを確認した。食料や備品もリスト化されていることを確認することができた。		

### Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a・b・c
職員必携(p19)の支援のあり方の中で、養育や支援の標準的な実施方法が文書化されていることを確認した。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
標準的な実施方法の見直しについては、職員必携(p25)「支援の在り方」に担当職員やホーム職員、主任で行い、半期に一度は園長に提出するなど適正に管理され、見直しをする仕組みが確立されていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
職員必携にある「支援のあり方」の項目の中で、自立支援計画のたて方、記録の書き方等が記載されていることを確認した。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
自立支援計画の評価や見直しについては、標準的な実施方法と共に、担当職員やホーム職員、主任で行い、半期に一度は園長に提出するなど適正に処理されていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
子どもに関する養育・支援の実施状況については適正に記録され、子どもの目に触れることがないよう鍵のかかるロッカーに保管されていることを確認した。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
職員必携(p72)と各種確認事項(p3)に個人情報保護規程が掲載されていることを確認した。		

また、記録管理については「保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止」や「入所児童及び保護者等に関する記録の管理について」に記載されていることを確認した。

## 内容評価基準（20項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;施設内に医師、看護師、心理士などがおり、施設内での多職種連携（総合環境療法＝つばさ式）の取り組みが実施されている。児童相談所とも連携関係が強いことを聞き取った。個々の子どもに心理士を配置しており、コミュニケーションの取りやすい体制をつくっている。法人グループの桂病院精神科への通院や近隣病院での入院もできる環境が整っていることを職員必携（p23・p32）より確認し、聞き取りも行った。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ダンスや三味線、琴、陶芸などのグループ活動が活発であることを聞き取った。学校に行くのが難しい子どもに対しては、補完的に塾や家庭教師によってフォローが行われている。子どもたちの間で問題があった場合は、ホーム会議（子どもたちと職員による全体会議）で取り上げ、どのようにしたら解決できるのかについて話し合い、子どもと職員の信頼関係を構築していることを聞き取りと職員必携（p23「職員の在り方」、p36「他者の尊重」）にて確認した。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;中学生まではお小遣い帳やレシート整理などで、自己管理ができるように支援を行なっている。公共交通機関などの利用については、発達の状況に応じて利用のサポートを行なっていることが分かった。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ホーム会議で問題などについては話し合い、共有をしている。行動上問題のある子どもについては台帳などで情報共有をしている。自傷他害の危険性が高い子どもにつ</p>		

<p>いては、医療機関での通院・入院や行動制限など、最小限の範囲で適切に行われていることを聞き取った。また、職員必携（p31、p36、p49）にも同事項に関する記載があることを確認した。</p>		
<p>A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成</p>		
A⑤	A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ホーム会議で日常生活のあり方などについて話し合いを行なっている。クラブ活動では、子どもたちのやりたいことを尊重し、自発的な参加を促す工夫がなされていたことが見受けられた。</p>		
A⑥	A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;話すことが難しい子どもに対しては筆談を利用するなど、子どもたちに合わせたコミュニケーションの取り方を工夫している。また、心地よい環境で過ごすために職員からも声掛けをしながら協調性を養い、快適に過ごすための環境整備に努めていることが聞き取れたほか、職員必携（p23、p26）の同事項に関する記述を確認した。</p>		
<p>A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援</p>		
A⑦	A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	Ⓐ c
<p>&lt;コメント&gt;子どもの権利擁護については、理念として大切にしていることを聞き取った。子どもたちには子どもの権利に関する冊子「話し合いしよ。」を配布している。大学教員による「子どもの権利」についての職員研修も実施しており、職員必携（p35）の同事項に関する記述でも確認した。</p>		
A⑧	A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	Ⓐ b・c
<p>&lt;コメント&gt;施設内で暴力やいじめ、差別などが起こった場合は、ミニカンファレンスを開催し、関係者の話を聞き取り、適切な対応を行なっていることを聞き取った。また、職員必携（p36）や「話し合いしよ。」にも同事項の記述があることを確認した。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等</p>		
A⑨	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;『子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ 一つばさ園のジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく支援』のp76に「つばさ園における性に対する支援の共通認識」が掲げられている。子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見への取組、その他に職員必携（p23、p36）、職員必携別紙（p17）の同事項に関する記述を確認した。</p>		

## A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活		
A⑩	A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;毎日の引継ぎ時に、前日の喫食の様子を調理担当者にフィードバックし、子どもたちの食生活の状況を共有している状況が聞き取れた。</p>		
A-2-(2) 衣生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもたちの衣服購入に際し、そのコストと価値について大人目線の判断では了解しにくいようなことがあった場合も、その選択がお小遣いの用途計画の中でどのように影響するかを説明した上で、できるだけ子どもたちの希望や選択を尊重して支援を行っている様子を聞き取ることができた。</p>		
A-2-(3) 住生活		
A⑫	A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;職員との信頼関係の中で、年齢や発達状況に合わせ、子どもたちの所有認識・自己管理認識を醸成し、職員も共有できるような環境構築に配慮している。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習得が定着するよう支援している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;整理整頓、洗濯、室内の装飾など、それぞれの子どもたちにとってどういう状況が安心できるのかを配慮している。職員の押し付けにならないように子どもたちへ声掛けをし、それぞれの年齢や成長に合わせた支援のあり方を模索しながらの関わりとなっている。</p>		
A-2-(4) 健康と安全		
A⑭	A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;今までの経験から、お風呂に入れないうちがにいる場合など、子どもたちそれぞれの生育背景に配慮しながらも、他の子どもたちの意見を聞きながら一緒に考え、同じ生活空間の中で協調性が養われるような取り組みを行っている。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;同一法人内にある医療機関の支援を得ながら、総合的な治療環境（つばさ式）を整え、全国的にも先進的な事例となる支援体制がとられている。しかし、同医療機関には、児童精神科がないため、重篤な精神疾患がある当該児童に対しては、連携の元、他府県医療機関の支援を得ている。</p>		
A-2-(5) 性に関する支援等		
A⑯	A-2-(5)-① 子ども年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;同一敷地内の児童養護施設つばさ園で作成している「性的虐待マニュアル・</p>		

手引書」を同様に活用した支援を行っている。		
A-2-(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;中学校の定期試験前には、施設内で中学校教員による試験前指導が行われている。塾や家庭教師などによる学習支援も行なっていることが聞き取りと職員必携（p33）の同事項に関する記述からも確認できた。しかし、園内には分級・分校がないことから、b評価となった。分校や分級の必要性と、学級が置かれていないことへの課題認識があることは聞き取った。</p>		

### A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援		
A⑱	A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a・b
<p>&lt;コメント&gt;定員15名として通所支援を行なっている。定期的なカンファレンスも開き、児童相談所や教育委員会との連携も図っている。通所支援であり、家庭訪問を前提としていないため、b評価となった。</p>		

### A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑲	A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;家庭支援専門相談員を1名配置している。家族からの相談や連絡は、職員が日常的に対応をしていることを聞き取った。子どもと家族の交流については、児童相談所と連絡を取り合いながら進めていることを聞き取りと職員必携（p33-p34）の同事項に関する記述から確認した。</p>		
A⑳	A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;退所後1年間は、アフターケアとして公認心理師が定期的に連絡を取っていることを聞き取り、職員必携（p33-p34）、職員必携別紙（p31）、アフターケア通知の同事項に関する記述から確認した。</p>		